

Ⅱ 職員団体登録に関する手続

1 登録の手続

職員団体の登録に関しては、登録の申請、申請書の記載事項、登録、登録の効力の停止及び取消し、規約又は申請書の記載事項の変更の届出及び解散の届出について、条例で定められるものである（地公法第 53 条第 1 項、第 5 項～第 10 項）。

本県の場合、これらの事項については、職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年岩手県条例第 30 号。以下「登録条例」という。）により定められており、また、この登録条例等に基づき、職員団体の登録等に関する規則（昭和 56 年岩手県人事委員会規則第 1 号。以下「登録等規則」という。）を定めているところである。

したがって、本県における登録等の手続の実際は、これらの登録条例及び登録等規則に基づいて行われるものであるが、その登録等の手続を概観すると、職員団体が新たに登録を受けようとする場合の登録に関する手続、登録を受けている職員団体が登録事項を変更したことに伴う変更登録に関する手続、登録を受けている職員団体が解散したことに伴う解散に関する手続及び法人となる旨の申出に関する手続の四態様に大別される。

なお、これらの手続の概略は、次に示す「職員団体の登録等に関する手続一覧」のとおりである。

(職員団体の登録に関する手続一覧)

手続の区分	手続が必要な場合	根拠法令	申請書等の名称	添付書類	提出部数	提出期限	備考
登録	新たに登録を受けようとする場合	地公法 § 53 ① 登録条例 § 2 登録等規則 § 2	職員団体登録申請書	・規約 ・規約採択証明書 ・役員選出証明書 ・組織に関する証明書 ※代議員選出証明書	正副 2 通	—	(P19)
変更登録	規約に変更があった場合	地公法 § 53 ⑨ 登録条例 § 4 登録等規則 § 3	職員団体規約変更届出書	・規約採択証明書 ※代議員選出証明書	正副 2 通	変更の事由を生じた日から10日以内	(P26)
	申請書の記載事項に変更があった場合		職員団体登録申請書記載事項変更届出書	・役員選出証明書 ※代議員選出証明書			(P28)
解散	解散した場合	地公法 § 53 ⑩ 登録条例 § 4 登録等規則 § 3	職員団体解散届出書	・解散決定証明書 ※代議員選出証明書	正副 2 通	解散の事由を生じた日から10日以内	(P31)
法人となる旨の申出	法人となる旨の申出をしようとする場合	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 § 3 登録等規則 § 4	法人となる旨の申出書	—	1 通	—	(P33)

(※代議員選出証明書は、規約の作成若しくは変更、役員選挙又は解散を地公法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体のみが添付するものである。)

2 申請書等の作成方法

(1) 登 録

【根拠法令】

(地公法) 第53条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて、人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 (以下略)

(登録条例) 第2条 職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあつては、その職業）
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称等

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- (2) 法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類

(登録等規則) 第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、職員団体登録申請書によるものとする。

2 条例第2条第2項に規定する書類は、規約の作成若しくは変更又は役員の選挙を法第53条第3項ただし書の規定に従い決定した連合体である職員団体にあつては次に掲げる書類によるものとし、その他の職員団体にあつては第1号から第3号までに掲げる書類によるものとする。

- (1) 規約採択証明書
- (2) 役員選出証明書
- (3) 組織に関する証明書
- (4) 代議員選出証明書

【提出書類】 職員団体登録申請書<記載例 1~4>

【添付書類】 規約

規約採択証明書<記載例 5>

役員選出証明書<記載例 6~7>

組織に関する証明書<記載例 8>

代議員選出証明書<記載例 9>

職員団体登録申請書

職員団体登録申請書は、職員団体が新たに登録を受けようとする場合に正副 2 通を作成し、人事委員会に提出するものである。

(作成上の留意点)

<記載例 1>

(ア) 登録条例上本申請書に記載すべきものとされている事項は、すべて別紙として記載すること。

なお、別紙は、<別紙 1> 理事その他の役員の氏名等、<別紙 2>事務所の所在地、<別紙 3>構成団体の名称等の三種類である。

(イ) 別紙 3 は、連合体である職員団体が作成するものであり、単位団体である職員団体にあっては不要である。

なお、連合体である職員団体が本申請書を作成する場合は、登録等規則様式第 1 号に定めるとおり、「2 事務所の所在地 別紙 2 のとおり」の次に、「3 構成団体の名称等 別紙 3 のとおり」と記載すること。

年 月 日

岩手県人事委員会 様

職員団体名 日本町職員組合
代表者 執行委員長 氏 名

職員団体登録申請書

職員団体の登録に関する条例第 2 条の規定より、規約及び関係書類を添えて、登録を申請します。

- 1 理事その他の役員の氏名等 別紙 1 のとおり。
- 2 事務所の所在地 別紙 2 のとおり。

(ウ) 別紙は、次の事項に留意のうえ作成すること。

<別紙 1>

- ・ 「役職名」の欄については、規約に定められた役職名を記載すること。
- ・ 「専従又は非専従の別」の欄については、在籍専従の許可を受けている場合は「専従」と記載し、その他の場合は「非専従」と記載すること。
- ・ 「就任年月日」の欄については、役員として決定した年月日を記載するものではなく、役員に就任した年月日（規約に定める任期の始期）を記載すること。
- ・ 「任期」の欄については、規約に定められた任期を記載すること。ただし、その任期が前任者の残存期間であるときは「〇年〇月〇日」と任期の終期を記載すること。
- ・ 「所属機関又は勤務先」の欄については、当該役員が職員である場合は、その所属する機関で、行政組織規則等により定められた正式の名称を記載し、職員でない場合は、その勤務先を記載すること。
- ・ 「職名又は職業」の欄については、当該役員が職員の場合は、職の設置規則等により定められた正式の職の名称を記載し、職員でない場合は、その職業を記載すること。

<別紙 2>

- ・ すべての事務所について記載すること。
- ・ 従たる事務所を置いていない場合は、該当ない旨記載すること。

<記載例 2>

理事その他の役員の氏名等

役職名	氏名	専従又は非専従の別	就任年月日	任期	住所	所属機関又は勤務先	職名又は職業
執行委員長	東北太郎	非専従	20 4. 1	1年	日本町 大字日本 2 番 2 号	産業課	課長補佐
副執行委員長	東北次郎	〃	〃	〃	〃 大字東日本 1 番 5 号	総務課	文書係長
書記長	東北三郎	専従	〃	〃	〃 大字西日本 2 番 6 号	総務課	課付
書記次長	岩手太郎	非専従	〃	〃	〃 大字南日本 3 番 7 号	住民課	主事
執行委員	岩手次郎	〃	〃	〃	〃 大字北日本 4 番 8 号	中央 公民館	副館長
〃	岩手三郎	〃	〃	〃	〃 大字日本 5 番 9 号	保健課	保健指導 係長
〃	岩手花子	〃	〃	〃	〃 大字東日本 6 番 10 号	保育課	主任保母
〃	盛岡太郎	〃	〃	〃	〃 大字西日本 7 番 11 号	建設課	技師
〃	盛岡次郎	〃	〃	〃	〃 大字南日本 8 番 12 号	産業課	主事
会計監事	盛岡三郎	〃	〃	〃	〃 大字北日本 9 番 13 号	給食セ ンター	次長

<記載例 3>

事務所の所在地

主たる事務所の所在地	日本町大字日本 1 番 1 号	
従たる事務所の名称及び所在地	名称	所在地
	該当	なし

<別紙 3>

- すべての構成団体について記載すること。

【添付書類】

(ア) 規約採択証明書

この規約採択証明書は、当該職員団体の規約が、地公法第 53 条第 3 項に定める民主的な手続に従い決定されたこと、その投票状況、結果等を証明する書類である。

(作成上の留意点)

- 証明は、当該規約の作成又は変更を、大会で投票を行って決定した場合は、その大会の議長が行い、大会を開催せずに投票を行って決定した場合は、その投票を管理した責任者が行うこと。
- 「投票場所」の欄については、具体的に記載し、2 か所以上ある場合は、そのすべての場所を記載すること。
- 「投票方法」の欄については、実際に行われた投票方法を具体的に記載すること。
- 「投票状況及び開票結果」の欄については、当該規約の作成又は変更を、一括して決定した場合は、「決定区分」の欄に「全部」と記載し、分割して決定した場合は、「決定区分」の欄にその分割した区分を明記し、その区分に応じて、それぞれの投票数を記載すること。

<記載例 4>

構成団体の名称等

構成団体の名称	主たる事務所の所在地
東北市職員労働組合	東北市東北一丁目 1 番 1 号
東北市教職員組合	〃
東北市現業職員評議会	〃
東北市教育委員会事務局職員組合	〃

<記載例 5>

規約採択証明書

有権者の範囲	組合員全員		構成員の総数			
			136 人			
投票公示日	年 月 日					
投票日	年 月 日					
投票場所	日本町役場大会議室					
投票方法	全構成員による直接無記名投票					
投票状況及び開票結果	決定区分	投票総数	有効票		無効票	棄権票
			賛成	反対		
	全部	票 136	票 136	票 0	票 0	票 0
<p>以上のとおり、本職員団体の規約は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本町職員組合 第一回定期大会議長 氏 名</p>						

- ・ 当該規約の作成又は変更を、地公法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体にあっては、本証明書中「構成員」を「代議員」と書き替えて作成すること。
- ・ 結成後相当の年数を経過すること等の理由により、登録申請時において証明することが不可能である場合は、地公法第 53 条第 3 項に定める決定手続と同様の方法によって現行規約の確認の投票を行い、その結果をもって、本証明書を作成すること。

(イ) 役員選出証明書

この役員選出証明書は、当該職員団体の役員が、地公法第 53 条第 3 項に定める民主的な手続に従い決定されたこと、その投票状況、結果等を証明する書類である。

(作成上の留意点)

- ・ 証明は、当該役員を、大会で選挙して決定した場合は、その大会の議長が行い、大会を開催せずに投票を行って決定した場合は、その投票を管理した責任者が行うこと。
- ・ 「投票場所」の欄については、具体的に記載し、2 か所以上ある場合は、そのすべての場所を記載すること。
- ・ 「投票方法」の欄については、実際に
行われた投票方法を具体的に記載すること。
- ・ 「立候補者及び投票の状況」の欄については、当該役員選出の対象となった役職名を「役職名」の欄に記載し、それぞれの役職名に応じて、定員、立候補者数、投票者数及び棄権者数を記載すること。
- ・ 「開票結果」の欄については、別紙として記載すること。

<記載例 6>

役員選出証明書

有権者の範囲	組合員全員					構成員の人数
						136 人
投票公示日	年 月 日					
投票日	年 月 日					
投票場所	日本町役場大会議室					
投票方法	・ 執行委員長及び書記長は、直接無記名投票による競争選挙 ・ その他は、直接無記名投票による信任投票					
立候補者及び投票の状況	役職名	定員	立候補者数	投票者数	棄権者数	
	執行委員長	1 人	2 人	136 人	0 人	
	副執行委員長	1	1	〃	〃	
	書記長	1	2	〃	〃	
	書記次長	1	1	〃	〃	
	執行委員	5	5	〃	〃	
会計監事	1	1	〃	〃		
開票結果	別紙のとおり。					
<p>以上のとおり、本職員団体の役員は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって決定されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本町職員組合 第一回定期大会議長 氏 名</p>						

- ・ 別紙は次の事項に留意のうえ作成すること。

<別紙>

- ・ 開票結果は、すべての立候補者について記載すること。
- ・ 「当選（信任）又は落選（不信任）の別」の欄については、競争選挙を行った場合は、「当選」又は「落選」と記載し、信任投票を行った場合は、「信任」又は「不信任」と記載すること。

<記載例 7>

開 票 結 果

役 職 名	氏 名	得票数	当選(信任)又は落選(不信任)の別
執行委員長	東北太郎	98	当 選
〃	関東太郎	38	落 選
副執行委員長	東北次郎	121	信 任
書記長	東北三郎	89	当 選
〃	関東次郎	47	落 選
書記次長	岩手太郎	101	信 任
執行委員	岩手次郎	130	〃
~~~~~			
会計監事	盛岡太郎	130	〃

(ウ) 組織に関する証明書

この組織に関する証明書は、当該職員団体が地公法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類である。

(作成上の留意点)

- ・ 証明は、当該職員団体の代表者が行うこと。

<記載例 8>

組 織 に 関 す る 証 明 書

本職員団体は、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明します。

年 月 日

日本町職員組合

執行委員長 氏 名

(エ) 代議員選出証明書

この代議員選出証明書は、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為を、地公法第53条第3項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体について、その投票に参加した代議員が、同項ただし書に定める手続に従って選出されたことを証明する書類である。

(作成上の留意点)

- ・ 証明は、連合体である職員団体の代表者又は大会の議長が行うこと。

<記載例9>

代 議 員 選 出 証 明 書

本職員団体の決議に参加した代議員は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって選出されたことを証明します。

年 月 日

東北市職員組合連合会

執行委員長 氏 名

## (2) 変更登録

### 【根拠法令】

(地公法)第 53 条 (1～8 略)

9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、人事委員会は公平委員会にその旨を届出なければならない。この場合において、第 5 項の規定を準用する。

10 (以下略)

(登録条例)第 4 条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から 10 日以内に、人事委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による届出が規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項の変更届出の場合に準用する。

(登録等規則)第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する届出書は、職員団体規約変更届書、職員団体登録申請書記載事項変更届出書又は職員団体解散届出書によるものとする。

2 条例第 4 条第 3 項に規定する書類は、次の各号に掲げる場合ごとに、規約の変更、役員の選挙又は解散を法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合体である職員団体にあつては当該各号に定める書類及び代議員選出証明書によるものとし、その他の職員団体にあつては当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 規約の変更の届出の場合 規約採択証明書

(2) 職員団体登録申請書の記載事項の変更で選挙による役員の変更に係るものの届出の場合 役員選出証明書

(3) 解散の届出の場合 解散決定証明書

### 【提出書類】

- ・ 規約変更の場合
- ・ 申請書の記載事項の変更の場合

職員団体規約変更届出書<記載例 10～11>  
職員団体登録申請書記載事項変更届出書  
<記載例 12～14>

### 【添付書類】

- ・ 規約変更の場合
- ・ 申請書の記載事項の変更の場合

規約採択証明書<記載例 5>  
代議員選出証明書<記載例 9>  
役員選出証明書<記載例 8>  
代議員選出証明書<記載例 9>

## 職員団体規約変更届出書

職員団体規約変更届出書は、登録を受けた職員団体が規約を変更した場合に正副 2 通を作成し、人事委員会に提出するものである。

(作成上の留意点)

- (ア) 変更事項及びその内容を明らかにした別紙を作成すること。
- (イ) 全部改正を行った場合は、別紙に「全部改正 新旧規約は別添のとおり」と記載し、変更前の規約と変更後の規約を添付すること。
- (ウ) 別紙は次の事項に留意の上作成すること。

<別紙>

- ・ 変更前の内容と変更後の内容を対比して記載すること。
- ・ 「適用年月日」の欄については、変更後の規約が実際に適用される年月日を記載すること。

<記載例 10>

	年 月 日
岩手県人事委員会 様	職員団体名 日本町職員組合
	登録番号 47
	主たる事務 日本町大字日本1番1号
	所の所在地
	代表者 執行委員長 氏 名
職員団体規約変更届出書	
<p>本職員団体は、 年 月 日規約を別紙のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。</p>	

<記載例 11>

区 分	変 更 前	変 更 後	適用年月日
変更事項及びその内容	第6条 本組合の役員は次のとおりとする。 (1) 執行委員長 1名 (2) 副執行委員長 <u>1名</u> (3) 書記長 1名 ・ ・ ・ ・	第6条 本組合の役員は次のとおりとする。 (1) 執行委員長 1名 (2) 副執行委員長 <u>2名</u> (3) 書記長 1名 ・ ・ ・ ・	20.8.1

## 【添付書類】

### (ア) 規約採択証明書

この規約採択証明書は、新たに登録する場合のものと同様であるから、(1)【添付書類】(ア)を参照のうえ作成すること。

### (イ) 代議員選出証明書

この代議員選出証明書は、規約の変更を地公法第53条第3項ただし書きの規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体のみが作成するものであるが、新たに登録する場合のものと同様であるから、(1)【添付書類】(エ)を参照のうえ作成すること。

## 職員団体登録申請書記載事項変更届出書

職員団体登録申請書記載事項変更届出書は、登録を受けた職員団体が職員団体登録申請書の記載事項を変更した場合に正副2通を作成し、人事委員会に提出するものである。

なお、この記載事項の変更には、単位団体の場合は、理事その他の役員の氏名等の変更及び事務所の所在地の変更の二つがある。

また、連合体の場合は、これらの二つのほか、構成団体の名称等の変更がある。

(作成上の留意点)

(ア) 変更事項及びその内容を明らかにした別紙を作成し、添付すること。

(イ) 別紙は、理事その他の役員の氏名等の変更の場合にあつては、職員団体登録申請書の別紙1の例により作成するものであり、それ以外の変更の場合とは異なるものであるから、注意すること。

(ウ) 別紙は、次の事項に留意のうえ作成すること。

<理事その他の役員の氏名等の変更の場合の別紙>

- ・ 「役職名」の欄については、規約に定められた役職名を記載すること。

### <記載例 12>

岩手県人事委員会	様	年月日
	職員団体名	日本町職員組合
	登録番号	47
	主たる事務所の所在地	日本町大字日本1番1号
	代表者	執行委員長 氏 名

職員団体登録申請書記載事項変更届出書

本職員団体は、年月日職員団体登録申請書の記載事項を別紙のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条の規定により、届け出ます。



## 【添付書類】

添付書類については、選挙によって理事その他の役員の氏名等に変更があった場合にのみ必要であり、それ以外の場合は不要である。

### (ア) 役員選出証明書

この役員選出証明書は、新たに登録する場合のものと同様であるから、(1)【添付書類】(イ)を参照のうえ作成すること。

### (イ) 代議員選出証明書

この代議員選出証明書は、役員を地公法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体のみが作成するものであるが、新たに登録する場合のものと同様であるから、(1)【添付書類】(エ)を参照のうえ作成すること。

(3) 解 散

**【関係法令】**

(地公法 ) 第 53 条 (1~9 略)

10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより人事委員会又は公平委員会にその旨を届出なければならない。

(登 録 条 例) 第 4 条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から 10 日以内に、人事委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による届出が規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項の変更届出の場合に準用する。

(登録等規則) 第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する届出書は、職員団体規約変更届出書、職員団体登録申請書記載事項変更届出書又は職員団体解散届出所によるものとする。

2 条例第 4 条第 3 項に規定する書類は、次の各号に掲げる場合ごとに、規約の変更、役員選挙又は解散を法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合体である職員団体にあつては当該各号に定める書類及び代議員選出証明書によるものとし、その他の職員団体にあつては当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 規約の変更届出の場合 規約採択証明書

(2) 職員団体登録申請書の記載事項の変更で選挙による役員の変更に係るものの届出の場合 役員選出証明書

(3) 解散の届出の場合 解散決定証明書

**【提出書類】**

職員団体解散届出書 <記載例 15>

**【添付書類】**

解散決定証明書 <記載例 16>

代議員選出証明書 <記載例 9>

**職員団体解散届出書**

<記載例 15>

職員団体解散届出書は、登録を受けた職員団体が解散した場合に正副 2 通を作成し、人事委員会に提出するものである。

(作成上の留意点)

- (ア) 解散年月日については、解散する日を明示して決定した場合は、その年月日を記載し、そうでない場合は、その決定した年月日を記載すること。
- (イ) 理由については、できる限り具体的に記載すること。

	年 月 日
岩手県人事委員会 様	職員団体名 日本町職員組合
	登録番号 47
	主たる事務 日本町大字日本 1 番 1 号
	所の所在地
	代表者 執行委員長 氏 名
<b>職員団体解散届出書</b>	
<p>本職員団体は、次の理由により、年 月 日解散したので、職員団体の登録に関する条例第 4 条の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>理由 年 月 日から市制が施行されることにより解散したものである。</p>	

**【添付書類】**

<記載例 16>

(ア) 解散決定証明書

この解散決定証明書は、当該職員団体の解散が地公法第 53 条第 3 項に定める民主的な手続に従い決定されたこと、その投票状況、結果等を証明する書類である。

(作成上の留意点)

- ・ 証明は、当該解散を、大会で投票を行って決定した場合は、その大会の議長が行い、大会を開催せずに投票を行って決定した場合は、その投票を管理した責任者が行うこと。
- ・ 「投票場所」の欄については、具体的に記載し、2 か所以上ある場合は、そのすべての場所を記載する。

解 散 決 定 証 明 書

有権者の範囲	組合員全員			構成員の総数	
				157 人	
投票公示日	年 月 日				
投票日	年 月 日				
投票場所	日本町役場大会議室				
投票方法	全構成員による直接無記名投票				
投票状況及び開票結果	投票総数	有効投票数		無効票	棄権票
		賛成	反対		
	票 157	票 157	票 0	票 0	票 0
<p>以上のとおり、本職員団体の解散は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本町職員組合 第 5 回定期大会議長 氏 名</p>					

- ・ 「投票方法」の欄については、実際に行われた投票方法を具体的に記載すること。
- ・ 当該解散を、地公法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体にあつては、本証明書中「構成員」を「代議員」と書き替えて作成すること。

#### (イ) 代議員選出証明書

この代議員選出証明書は、解散を地公法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い代議員の投票によって決定した連合体である職員団体のみが作成するものであるが、新たに登録する場合のものと同様であるから、(1)【添付書類】(エ)を参照のうえ作成すること。

#### (4) 法人となる旨の申出

##### 【根拠法令】

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律)

第3条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(登録等規則) 第4条 法第3条の規定による法人となる旨の申出は、法人となる旨の申出書により行うものとする。

【提出書類】 法人となる旨の申出書

【添付書類】 なし

## 法人となる旨の申出書

法人となる旨の申出書は、登録を受けた職員団体が法人となる旨を申し出る場合に1通を作成し、人事委員会に提出するものである。

なお、本申出書は、登録の申請と同時に提出しても差し支えないものである。

(作成上の留意点)

- ・ 本申出を登録の申請と同時に提出する場合は、登録番号の記載を要しないこと。

<記載例 17>

		年 月 日
岩手県人事委員会	様	
	職員団体名	日本町職員組合
	登録番号	47
	主たる事務所の所在地	日本町大字日本1番1号
	代表者	執行委員長 氏 名
法人となる旨の申出書		
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨の申出をします。		